

平成 27 年 2 月 6 日
総務省九州管区行政評価局

国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視 ＜所見表示に対する回答（改善措置状況）の概要＞

九州管区行政評価局（局長：小河 俊夫）は、管内の宮崎行政評価事務所を動員して、平成 26 年 4 月から 9 月にかけて、国が管理する直轄河川の管理状況等について調査し、九州地方整備局に対し、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

この度、九州地方整備局から、これに対する改善措置状況について回答がありましたので、公表します。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

担 当：第二部 評価監視官

小川 昭久

電話（代表）： 092-431-7081

F A X： 092-431-7085

「国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視」の結果に基づく改善措置状況<概要>

<調査の背景>

- ・ 近年、九州地方では、記録的な豪雨により、国の管理する堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生。より適切な河川管理とともに、洪水等の災害時における対策についても、一層の推進が必要
- ・ 河川管理施設の中には、老朽化や維持・修繕が不十分となり、本来の機能を十分に発揮できないもの、河川敷地においても、不法占用や不法投棄、船舶の不法係留等が発生

調査実施時期：平成 26 年 4 月～9 月
所見表示先：九州地方整備局
所見表示日：平成 26 年 10 月 16 日
回 答 日：平成 27 年 2 月 3 日

主な所見表示事項（調査結果）

河川管理施設の適切な管理及び許可工作物設置者に対する適切な指導・助言による適正な河川管理の実施

〔許可工作物設置者による定期点検の報告が不適切。河川管理施設・河川工作物について、護岸の陥没・倒壊のおそれがある事例、樋門・樋管の進入防止柵が無施錠な事例、施設の老朽化が進行している事例などあり〕

占用許可事務の適切な実施。河川敷地の占用許可を受けている市町村等に対する制度の趣旨の徹底。市町村が占用許可を受けている河川敷地について、本来の使用目的どおりの使用の指導

〔占用許可期間満了後、必要な更新手続を行わず、無許可期間が生じた例あり。河川敷地の一部で、許可目的外の使用や無許可で工作物を設置している事例あり〕

把握した不法占用事例及び不法投棄事例の速やかな撤去等の指導。長期間不法占用が続いている事例に対する適切かつ効果的な是正措置の実施

〔遠賀川水系に長期間改善されていない不法占用事例あり（37 件・1,611.8 ㎡）。無許可で河岸に船揚場を造成している事例など不法占用・不法投棄（40 事例）あり〕

主な改善措置状況

指摘事例について、河川管理施設の修繕、許可工作物設置者に対する指導・助言などの措置を実施

管内の河川（国道）事務所に対し、河川巡視を適切に実施し、異状等を確認した場合は速やかに適切な措置を講ずるよう指導。許可工作物について、点検の実施・報告の徹底などを指導

管内の河川（国道）事務所に対し、河川敷地の占用許可を受けている市町村について、制度の趣旨の周知徹底とともに、更新時における適正な事務の実施を指導。面的占用許可を受けている市町村に対し、適切な時期に許可更新が行われるよう指導するとともに、河川公園等が本来の許可目的どおりの使用がなされるよう必要な対策を指導

指摘事例全てについて、指導等を行い、不法占用物件等の撤去等を実施

管内の河川（国道）事務所に対し、不法占用等案件について、速やかな撤去等の措置を指導。長期化している事案については、本局とのヒアリング等を活用し、今後その解消に努力

国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視 所見表示事項及びその回答(改善措置状況)

＜実施調査時期：平成26年4月～9月、所見表示先：九州地方整備局、所見表示日：平成26年10月16日、回答日：平成27年2月3日＞

所見表示事項	九州地方整備局の回答(改善措置状況)
<p>1 河川管理施設等の維持管理状況</p> <p>(1) 河川管理施設等の適切な維持管理</p> <p>九州地方整備局は、適正な河川管理の実施を推進する観点から、管内の河川(国道)事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 河川管理施設について、河川巡視規程等に基づき、チェックリスト等を活用するなどして、異状や危険な状態を確実に把握し、適切に河川巡視等を実施すること。</p> <p>また、異状等を確認した場合は、速やかに適切な処置を行うこと。</p> <p>② 許可工作物について、設置者による点検の実施及び河川(国道)事務所に対する設置者からの点検結果の報告を確実に行わせること。また、点検結果の報告、河川巡視等により、河川管理上支障となるような施設の異状等を確認した場合は、速やかに設置者における対応方針を確認し、河川管理上の観点から不適切と判断される場合には、適切な対応を指導するとともに、必要</p>	<p>所見表示事項については、管内の関係事務所に対し、次のとおり、文書や会議等の場で指導を行った。</p> <p>① 平成26年11月4日、管内の河川系事務(管理)所に対し、所見表示内容を確認し、適正な河川管理事務を実施するよう文書で指導した(別添「河川管理施設等の適切な維持管理及び不法占用等解消に対する取組について」(平成26年11月4日河川部長通知))。</p> <p>② 平成26年10月23日の管内技術副所長会議、同年11月6日、14日、18日及び27日開催の(ブロック)担当者会議並びに同年11月4日から12月5日にかけて全事務所で実施した河川維持管理監査において、それぞれ個別に指導を行った。</p> <p>なお、河川管理に関する知識の習得を目的とした河川管理研修(10月20日～24日)や実務的な点検の適切な実施・評価などに重点をおいた河川保全研修(12月8日～12日)においても指導を行った。</p> <p>また、個別の改善措置状況は、次のとおりである。</p> <p>1 河川管理施設等の維持管理状況</p> <p>(1) 管内の河川系事務(管理)所に対し、河川管理施設の適切な維持管理に資するため、河川巡視規程に基づき河川巡視を適切に実施し、異状及び変化等を確認した場合には、措置判断を含めて記録に留め、速やかに適切な措置を講ずるよう指導した。</p> <p>許可工作物については、河川法及び「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」(平成26年4月10日河川部長通知)に基づき、許可工作物設置者に対して点検の実施を徹底するとともに結果の報告を求める。また、河川管理上不適切と判断される場合には、適切な対応を指導するなど、確実な改善が図られるよう徹底した。</p> <p>なお、指摘のあった河川管理施設に係る19事例については、全て措置を行い、平成26年12月末までに、改善済み12件、平成26年度中に改善予定5件及び次年度改善予定2件となっている。また、許可工作物に係る24事例につ</p>

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
<p>に応じて修繕等に関する助言を行うこと。また、その措置状況についても、報告を求めるなどして確認し、記録に留めておくこと。</p> <p>(2) 樋門・樋管の操作員の体制の多重化</p> <p>九州地方整備局は、操作員による樋門・樋管の点検整備結果を適時、確実に把握する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 操作員について、高齢化の進展や、被用者が操作員の主要な担い手となりつつある現状を踏まえ、操作員に加えて地元住人からの同代理人の指名を促進するとともに、同代理人を積極的に活用するなど、体制の多重化を推進するよう市町村へ要請すること。</p> <p>② その上で、操作員による樋門・樋管に係る点検整備結果を適切に報告するよう市町村へ要請するとともに、その状況についての的確に把握すること。</p> <p>2 河川の不法占用等の解消に向けた取組状況</p> <p>(1) 占用許可の適正な実施</p> <p>九州地方整備局は、河川敷地の占用許可の適正な運用を確保する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 河川敷地の占用の許可を受けている市町村等に対し、制度の趣旨を改めて徹底すること。特に、連続して更新許可の申請を失念している市町村等については、準則の規定に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前より短い占用期間の設定、不許可処分等の措置をとるなどの対応も検討すること。</p> <p>② 河川現況台帳等を活用し、占用の許可期間の満了後も継続して占用を予定する市町村等については、無許可の期間が生ずることのないよう、許可の更新申請が行われるまでの的確に指導すること。</p> <p>③ 占用の許可の更新に係る審査に当たっては、準則の規定に基づき適正かつ厳正に行うこと。特に、許可施設の工作物等について改善指導を行っている事項がある場合、改善状況を必ず確認すること。</p> <p>④ 占用の許可後、河川巡視の際に、占用が許可の内容どおりに行われているか必ず確認すること。</p> <p>⑤ 市町村が運動広場、河川敷公園等として占用許可を受けている河川敷地について、次のとおり、市町村を指導すること。</p>	<p>いては、全ての設置者に対し連絡・助言等を行った結果、平成26年12月末までに、14件が改善されたことを確認している。</p> <p>(2) 管内の河川系事務（管理）所に対し、河川管理施設の点検整備及び操作を的確に行うため、委託先自治体に対し、操作員に加えて地元住民から操作代理人を定めるよう要請する（例年年度末）とともに、「樋門の無動力化と共同管理ガイドラインについて」（平成22年3月30日河川部長通知）に基づき、ゲートの無動力化、地域共同管理（グループ管理）に努めるよう改めて指導した。</p> <p>また、操作管理委託契約書に基づき、点検整備結果を提出するよう委託先自治体を指導（随時）することとする。</p> <p>2 河川の不法占用等の解消に向けた取組状況</p> <p>(1) 管内の河川系事務（管理）所に対し、河川敷地の占用の許可を受けている市町村等について、占用許可制度の趣旨を改めて周知徹底するとともに、占用許可更新申請時期の確認及び河川巡視、更新時における占用物件の確認など適正な許認可事務を実施するよう指導した。</p> <p>特に、市町村等による面的占用関係においては、占用状況の把握に努めるとともに適切な時期に許可更新が行われるよう関係市町村に対し、指導することとする。また、市町村が占用許可を受けている河川公園等については、本来の許可目的どおりの使用がなされるよう市町村に対し必要な対策をとらせることとする。</p>

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
<p>i 占用許可の目的や内容どおりの使用が可能となるように整備、整頓させるとともに、河川敷地の利用規定等を整備させるなどして、独占的な使用を改めさせること。</p> <p>ii 河川管理者の許可を得ずに設置している工作物等について、i) 市町村が設置しているものについては、許可の申請又は可搬式への変更などの措置、ii) 市町村以外の者が設置しているものについては、必要に応じ撤去等の措置をそれぞれとらせること。</p> <p>iii 占用許可に付した条件を確実に履行させること。特に、占用状況の報告については、報告様式を示すとともに、期限を明示することにより、確実に報告を求めること。</p> <p>(2) 不法占用等の適切かつ効果的な是正 九州地方整備局は、不法行為を是正し、河川の適正な利用を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 把握できた不法占用及び不法投棄について、速やかに撤去の指導等を行うこと。</p> <p>② 長期間にわたり不法占用が続いている事例について、河川法の規定に基づき原状回復を命ずるなど、適切かつ効果的な是正措置をとるとともに、なお改善されないものについては、所定の手続を進め、他の手段によって原状回復の履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる場合は、行政代執行も検討すること。</p> <p>(3) 不法係留船対策の推進 九州地方整備局は、河川における不法係留船対策を推進する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 発見した不法係留船については、所有者等の実態把握を行ったものから、速やかに、除却、原状回復等の指導、警告看板の設置等により行為者に対する撤去指導を行うこと。</p> <p>② 不法係留船のうち、船舶の用をなしていない沈船及び破損船については、行為者に対する撤去指導を繰り返し行うとともに、なお是正されないものについては、法令に基づく強制的な撤去措置を講ずるなどして、違法な状態の解消を図ること。</p>	<p>(2) 管内の河川系事務（管理）所に対し、不法占用等案件について、河川砂防技術基準（維持管理編）に基づき、速やかな撤去等の措置を講ずるよう指導した。特に、長期化している案件や悪質な案件等については、本局との不法占用ヒアリング等を活用し、その解消に努めるものとする。</p> <p>なお、指摘のあった不法占用、投棄に係る 40 事例については、平成 26 年 12 月末までに、全てに指導等の措置を行い、改善済み 24 件となっている。また、長期化等している 37 事例については、上記のとおりの方針で、今後着実にその解消を図っていく予定である。</p> <p>(3) 管内の河川系事務（管理）所に対し、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日河川局長通知）及び「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画について」（平成 25 年 5 月 22 日水管理・国土保全局水政課長通知）に基づき的確に対策を実施することを改めて指導した。</p> <p>併せて、発見した不法係留船については、所有者等の実態把握を行ったものから、速やかに、除却、原状回復等の指導、警告看板の設置等により行為者に対する撤去指導を行うこと、及び不法係留船のうち、船舶の用をなしていない沈船及び破損船については、行為者に対する撤去指導を繰り返し行うとともに、なお是正されないものについては、法令に基づく強制的な撤去措</p>

所見表示事項	九州地方整備局の回答（改善措置状況）
<p>なお、行為者に対する撤去指導・撤去措置に当たっては、係留規制を効率的に実施するため、重点的撤去区域の設定の有無にかかわらず、その事跡を船舶（沈船及び破損船）ごとに整理・記録することが望ましい。</p> <p>(4) 洪水に備えた河川敷駐車場の使用制限の徹底</p> <p>九州地方整備局は、洪水等による車両の流出、浸水を防止する観点から、管内の河川（国道）事務所に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>① 占用許可を与えている河川敷公園等の駐車広場について、現行の駐車広場管理規則等により、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限について規定されているかを確認すること。</p> <p>② 更新許可審査時に、駐車広場に係る進入防止設備の設置状況、洪水時における使用制限の警告看板の設置状況など現行の駐車広場管理規則等に規定されている事項の取組状況を確認すること。</p>	<p>置を講ずるなどして、違法な状態の解消を図るよう指導した。</p> <p>なお、行為者に対する撤去指導・撤去措置については、その事跡を整理、記録するなどの対策を行い、関係機関との協議を進めるものとする。</p> <p>(4) 管内の河川系事務（管理）所に対し、洪水時等による車両の流出、浸水を防止するため、占用許可を与えている河川敷公園等の駐車広場について、現行の駐車広場管理規則等により、利用時間外及び洪水のおそれがある場合の使用の禁止などの使用制限について規定されているかを確認するとともに、更新許可審査時に、駐車広場に係る進入防止設備の設置状況、洪水時における使用制限の警告看板の設置状況など現行の駐車広場管理規則等に規定されている事項の取組状況を確認した上で、占用者に対し、必要な条件を付したり、流出防止対策を実施するよう指導した。</p>

<参考>

九州管区行政評価局が指摘した事例のその後の改善状況（主なもの）

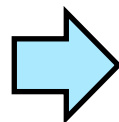
<河川管理施設>

○護岸に樹木が繁茂し、護岸に損害を与えるおそれがあるもの



【彦山川・護岸（経塚第3排水樋管付近）】

（樹木を伐採後）

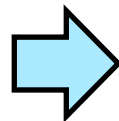


○樋管水路内に転石が放置され、流路を阻害しているもの



【彦山川・番田樋管】

（転石を撤去後）



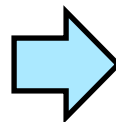
<許可工作物>

○樋管のゲートにつた類が巻き付いて操作に支障が生じているもの



【穂波川・太郎丸排水樋管】

(つた類を除去後)

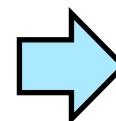


○橋梁とガードレールに隙間があり転落の危険があるもの



【大淀川・堤防上】

(ガードレール補修後)

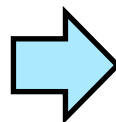


<不法占用事例>

○堤防上に無許可で小屋を設置しているもの



【大淀川・堤防天端】



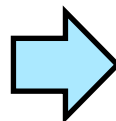
(撤去後)



○無許可で机・ベンチを設置しているもの



【大淀川・堤防敷】



(撤去後)

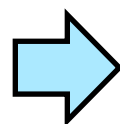


<不法投棄事例>

○堤防小段にスチール製の物置が投棄されているもの



【遠賀川・堤防小段】



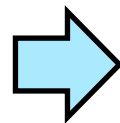
(撤去後)



○護岸にプラスチック製の浮きが複数放置されているもの



【西川・護岸】



(撤去後)

